

戸籍の郵送申請について

郵便で申請される場合は、下記を同封の上本籍地の市区町村役場にご申請下さい。

※下記の内容は日出町の場合です。請求先が日出町以外の場合は、請求先となる市区町村で手続き等をご確認ください。

郵便の際に送付いただくもの	☐ 郵送用申請書	・戸籍謄抄本等交付申請書(郵便用)をご利用ください。	
	☐ 手数料	・定額小為替(郵便局で購入)もしくは現金(現金書留)で納付願います。 ※定額小為替の指定受取人欄等には何も記入しないでください。 ・郵便切手・収入印紙はご利用できません。 ・出生から死亡までといったつながった戸籍を請求される際は、戸籍が複数にまたがる場合があります。3,000円程度の定額小為替を同封下さい。	
		○全部事項証明(戸籍謄本) ○個人事項証明(戸籍抄本) ※日出町では、平成13年4月に電算化による戸籍改製を行っています。それ以前に婚姻や死亡等で除籍された方については、現在の戸籍には記載がありませんのでご注意ください。	1通 450円
		○除籍全部事項証明書(除籍謄本)	1通 750円
		○除籍個人事項証明書(除籍抄本)	1通 750円
		○改正原戸籍(謄本・抄本)	1通 750円
		○戸籍の附票(全部・一部) ※必要な住所の履歴が等があれば指定してください。 また、車の売却・廃車等、土地・建物の登記手続き等で住所のつながりがわかるものが必要な場合、附票が複数にまたがる場合があります。 詳しくは、お問い合わせください。	1通 300円
		○身分証明書	1通 300円
		○受理証明書	1通 350円
	☐ 返信用封筒	・宛先を記入し、郵便切手を貼付したもの。お急ぎの場合は速達をご利用ください。 ※送付先は、申請者の住民票の住所地になります。勤務先や一時滞在地にはお送りできません。	
☐ 本人確認書類	・運転免許、住基カード、健康保険書等の写し。 ※住所及び氏名が確認できるものが必要です。		
☐ 委任状	・本人またはその配偶者及び直系尊属・卑属以外の方が申請される場合に必要です。 ・なお、身分証明書は、本人以外の方が申請される場合に必要です。		

請求先	〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 日出町役場 住民生活課 戸籍住民係 宛 Tel.0977-73-3122(直通) 0977-73-3111(代表)
-----	--